

## 毒物劇物製造業(輸入業)登録申請について

登録申請に必要な書類は次のとおりです。

1. 毒物劇物製造業（輸入業）登録申請書 1部
2. 品目表 1部
3. 手数料

27,900円（滋賀県収入証紙）

\* 滋賀県収入証紙は滋賀県庁および各合同庁舎で販売しています。そのほか、県内の滋賀銀行、関西みらい銀行の県内本支店、出張所でも購入いただけます。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zeikin/19962.html>

4. 製造所平面図（製造の場合） 1部
5. 保管設備図面 1部
6. 法人の場合は登記簿謄本（6か月以内に発行されたものであること。） 1部
7. 製造工程フロー図（製造の場合） 1部
8. 製品のSDS 1部
9. 毒物劇物取扱責任者設置届 1部
  - ・ 責任者の資格を証明する書類 1部
  - ・ 雇用関係を証明する書類 1部
  - ・ 診断書（診断年月日から3ヶ月以内のもの） 1部
  - ・ 宣誓書 1部